

平成27年1月 臨時会議

平成26年度

第3回 みどり市 臨時教育委員会会議録

平成27年1月30日

みどり市教育委員会

平成26年度 第3回 みどり市臨時教育委員会会議録

- ・招集日時 : 平成27年1月30日(金) 午後6時00分から
- ・招集場所 : 桐生市 桐生プリオパレス 和室
- ・出席委員 : 1番委員 丹羽 千津子
2番委員 松崎 靖
3番委員 山同 善子
4番委員 金子 祐次郎
5番委員 石井 逸雄
- ・説明のため出席した者 : 教育部長 松井 篤
教育総務課長補佐 石井 宣行
- ・本委員会書記 : 教育総務課総務係 根岸 美佳

議事日程

- ・日程第1 : 会議録署名委員の指名
- ・日程第2 : 会期の決定
- ・日程第3 : 議案第42号 みどり市長の権限に属する事務の補助執行の協議について

・開会 : 午後6時00分

(委員長) ただいまから平成26年度第3回みどり市臨時教育委員会会議を開会いたします。

・日程第1 会議録署名委員の指名

(委員長) 日程第1、会議録の署名委員の指名をさせていただきます。これにつきましては、席番2番の松崎靖委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

・日程第2 会期の決定

(委員長) 日程第2の会期の決定ですけれども、平成27年1月30日(金)本日1日ということで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(委員長) 異議なしの声がありましたので、本日1日と決定させていただきます。

・日程第3 議案第42号 みどり市長の権限に属する事務の補助執行の協議について

(委員長) 日程第3、議案第42号 みどり市長の権限に属する事務の補助執行の協議について、を上程いたします。提案朗読を石井教育総務課長補佐にお願いいたします。

(議案朗読)

(委員長) 朗読が終わりましたので、内容説明をお願いいたします。

(教育総務課長補佐にて内容説明)

(委員長) 石井課長補佐の説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(委員長) 変わらないということでしょうか。今までどおりにするためのということでしょうか。

(教育部長) 総合教育会議というのは、今回の開催が初めてできた会議と本来であれば市長の権限に関することです。企画課とか総務課とか市長部局のどこかが事務をしますが、やはり内容的に見ても補助執行で、教育委員会の職員にやってもらった方が良いだろうと、そういうことで、本来のやるところを補助執行ということで、教育委員会の方の職員でできるように手続きをしてもらうと、ただ、市長の権限ですから場合によっては決裁などは、我々補助執行するものが押して、最終的には市長がその分については押すような、そんな形になろうかなとそんなイメージでございます。数的には、年に初年度は2回くらいあるかもしれませんが、普通だと1回あっても2回くらいの会議です。

(教育総務課長補佐) 今回協議書を出させていただきますが、市長部局の企画課に提

出しますけれども、市長の方がこの内容で良いということであれば、多分同意書みたいな形で出てくるかもしれません。それについては、また会議に諮らせてもらう形になると思います。12市の調査を昨年の年末近くにさせていただきました。そうしましたところ、ほぼ全市で補助執行という形で、事務を教育委員会の職員が市長の事務をやると、そういった形で進んでいるようでございます。

(松崎委員) 現実的というか、実情にそぐう形でということであれば、このような形になるのでしょうか。今回の改正の大きな目玉みたいな形で、総合教育会議というのが出てきたのでしょうか、いろんな問題があるところについては、なかなか市長と教育委員会が問題があるとか。そういう場合を想定してなのでしょうかけれども、通常の場合であれば、こういう形が一番実情に合った形だと思いますね。

(教育長) 基本的には、教育問題に関する部分については、多く所管しているわけですよ。そこで、いろんな課題だとかということについて、協議をしていただくことを考えていくわけですがけれども、当然担当課を通して市長と協議をして、こういう議題でこんなことを協議したいだとか。そういう調整も当然必要になるわけですので、そんな調整もするのにも状況が分からない市長部局のところは逆にこちらの意見を聞いて、更に、という形になると二重、三重に調整の時間が掛かるだろうということでは、こちら側も補助執行という形でいただいたから、すべてこちらで勝手にやるということではなくて、当然進めていくに当たっては、市長側との調整をしてこういう形で協議をみんなに示していくけれども、どうかという調整をしていく形になりますので、よりその方が機動的であるし、実体的であるかなというふうに思っているところであります。更に、これを進めていく部分の中で著しく市長の方からそれでは余りにも偏り過ぎている、ということが出てくれば、私たちも協議できる部分ですので、そこは調整していけばいいし、更に、駄目であって例えばこれは市長部局の方で処理をしたい、とい

う形が先々出てくれば、それはそれでまた解除していけば良いことなのだろうと思いますので、滑り出しだということでは、こういう形でさせていただく方が、よりみなさんも思いを市長の方に伝えていく部分には、伝えやすいかなというふうに思っています。それから意見聴取者を入れるなんて話が前にあったと思いますが、当然こちら側とすると最近あるのは例えば、教職員が悩んでいるような問題が出てきたりするときには、精神科医を入れてもらうだとか。複雑な問題を協議するときに弁護士に入ってもらって、専門的な立場からアドバイスをいただくなんてことも可能になって来ることもあるものですから、そういう部分になってくると逆にこちらのチャンネルよりも、市長のチャンネルを使った方が意見聴取者をスムーズに、お呼びできるなんていうこともあるかというふうに思いますので、そんな部分では、やはりこちら側が企画等立てながらも市長にお願いしたり、市長の考えを聞いたりするような中で、運営していくということも当然可能でありますので、できればこういう形でスタートはやらせていただくと混乱が少なく、より中身の深い協議等がしていただけるようになるかなと考えています。

(金子委員) これまで教育委員会議というふうな形で臨時会議も含めて、やっていたのですが、今度は新たに総合教育会議というのが実施されるわけですね。それは、教育委員会議と並行する形でやっていくと、それに加わる形でその分が会議として増えていくという理解でよろしいわけですか。教育委員会議がそっくり総合教育会議に変わるということではなくて、教育委員会議は、これまでと同じように実施するというふうなことになるわけですね。

(教育長) 基本的には、定例で教育委員会議はお願いしていかないと、年に1回か2回くらいの総合教育会議で、それに充てるということになりますと、今までの議事等を見ていただくと分かりますように、やはり定例は定例でやっていただき、更に、総合教育会議で協議しなければならないような内容を、そちらの方でもんでいくという、そういう流れになるだろうと思いま

す。

(松崎委員) (2)の大綱の策定に関する事務というのが、今まで教育行政方針を検討してきて、その部分と内容的には違いというか、大綱の策定イコール行政方針というふうに考えても良いわけですか。

(教育長) そうですね。教育行政方針の上のところに大きな柱がありましたよね。あんな様なところがどちらかという、大綱的になって来るだろうというふうに思っています。ただし、そここのところに当然こちら側では、こういうふうに教育行政を考えていきたい、というところの大綱の項目に当然市長とすると、そここのところにこういう考えも大きく加えて欲しいだとか、当然入って来ると思いますので、そんなのが大きく教育の進むべき方向にいく、それを受けた形で、今度は教育行政方針を更に具体化していくという手続きになると思います。

(松崎委員) みどり市の教育というのは、こういう方向でいきましょうという最も基本的なものを、大綱というふうな位置づけで、それを実現していくために、教育行政方針があるという位置づけで良いわけですね。

(教育長) 大綱そのものも作らなければならないというところですけども、みどり市については、5か年計画の中に教育部のところが入っていますので、そここのところで市とすると市長の考え等も含めた形で、大きく教育の流れをこうしていきたいというのが、計画の中に入っていますので、当面はそれを大綱に充てることもできるという、そんな読みもあるのですね。大綱というのは、そんな簡単にできるものではないだろうという考えでいけば、当面はそれを使いながら、更に、検討していくという方法も取れると思いますが、いずれにしてもそういう大きなものを決めるときには、総合教育会議の中でという形になると思います。

(委員長) 他にご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第3、議案第42号 みどり市長の権限に属する事務の補助執行の協議について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

(委員長) 以上をもちまして、本日の臨時教育委員会議の議事をすべて終了いたします。

ご苦労様でした。

- ・閉会：午後6時15分
- ・本委員会の議決の次第は次のとおりである。

議事日程

- ・日程第3 : 議案第42号 みどり市長の権限に属する事務の補助執行の協議について (可決)